

公告第 2 3 6 号

入札公告

上田市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

上田市長 土 屋 陽 一

1 入札対象工事

工事名	第五中学校改築事業 屋内運動場ほか建設 建築主体工事
工事箇所	上田市上野
工事概要	屋内運動場 鉄骨造 2 階建て 延床面積 2561.62 m ² （渡り廊下を含む） 建築付帯外構工事 L 型擁壁、舗装ほか
完成期限	令和 9 年 6 月 1 8 日
担当職員	建築課 竹内
事業区分	補助事業
最低制限価格制度	最低制限価格適用
週休 2 日工事	対象（月単位・発注者指定方式）
フレックス工期	適用外
入札方法	・紙入札（紙入札は郵便による。） ・特定建設工事共同企業体による入札により行います。

2 入札者の資格条件

次の(1)に掲げる全ての要件を満たしていること。要件に違反をした入札は無効となります。

(1) 必要な資格

- ① 入札に参加できるのは、令和 7 年・8 年・9 年度上田市建設工事入札参加資格申請をした 2 者または 3 者が自主結成した特定建設工事共同企業体（以下

「特定共同企業体」という。)のうち、その構成員が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、上田市長による本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた特定共同企業体であること。

工事種別と建設業許可	① 建築一式工事について、代表者は特定建設業の許可、構成員は特定または一般建設業の許可を有していること。 ② 下請金額の総額が5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）となる場合には、代表者が特定建設業許可を有していること。
共同企業体の組合せ	代表者、構成員ともにA級とする。 出資比率は構成員が自主的に定めるものとし、代表者は構成員のうち最大の出資比率の者とする。また、構成員の最小出資比率は2者で結成する場合は100分の30以上、3者で結成する場合は100分の20以上とする。
配置技術者	代表者、構成員ともに建設業法第26条に規定する技術者を配置できること（開札日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること）。 なお、下請金額の総額が5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）となる場合には、次のとおりであること。 ・代表者 監理技術者資格証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。 ・構成員 国家資格を有する主任技術者であること。
施工実績	不要
本社の所在地	代表者、構成員ともに上田市内に本社を有していること。
その他	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。 ② 公告日から落札決定までの間に上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱（平成22年告示第80号）に基づく停止措置を受けていない者であること。 ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。 ④ 上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

	⑤ 次に掲げる者は、同一の一般競争入札に参加できません。 (ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2に規定する親会社等と子会社等の関係にある者又は親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者 (イ) 一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の代表権のある役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者 ⑥ 上田市特定建設工事共同企業体取扱要領の規定に違反しない者であること。 ⑦ 各構成員は、2以上の特定共同企業体の構成員となることはできません。 ⑧ 取り分け方式の対象となるすべての工事において、特定共同企業体の構成は同一とすること。 ⑨ 一方の会社の代表権のある役員が他方の社の役員を兼ねている場合において、該当する2者同士により結成された特定共同企業体は認めません。 ⑩ 有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書」の無い者は、建設業法施行令に定める軽微な建設工事以外を受注できません。 ⑪ 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。 (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
--	--

② 入札参加資格確認手続き

本工事に特定共同企業体での参加を希望する者は、次のとおり特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書等を提出し、本工事に係る入札参加資格の確認を受けること。

申請書の様式	上田市ホームページに掲載
申請書の提出	令和7年10月14日（火）から令和7年10月27日（月）（最終日は午後5時まで）までに、上田市財政部契約検査課へ持参により提出してください。
確認結果通知	令和7年10月29日（水）までに行います。

非認定の場合の 説明請求	令和7年10月30日（木）から令和7年10月31日（金）（最終日は午後5時まで）までに書面により行うこと。
説明請求に対する 回答	請求を受けた日から4日以内に書面で行います。
その他	① 代表者、構成員の直近の有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書」の写し（1部）を添付すること。 ② 申請書等の作成に係る費用は提出者の負担とし、提出された申請書は返却しません。

3 入札日程等

設計図書の閲覧		令和7年10月14日（火）から令和7年11月12日（水）まで、上田市ホームページ、財政部契約検査課において行います。（窓口での閲覧は閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）
質問書の受付		令和7年10月14日（火）から令和7年11月4日（火）まで（最終日は午後4時まで）に上田市財政部契約検査課へFAXにより提出してください。なお、提出時に質問の到達確認を行ってください。 様式は指定（市ホームページ掲載）とします。
質問への回答		令和7年11月6日（木）までに上田市ホームページへ掲載します。
入札書の提出方法	電子入札	該当しません。
	郵便入札	(1) 提出書類 ① 入札書（3桁のくじ番号を記載して下さい） ② 工事費内訳書（所定の様式による） ③ 必要な場合は「落札可能件数届出書」を提出すること。 (2) 提出期限 令和7年11月12日（水）までに上田郵便局に到着し、同日24時までの受領印が表示されたものを有効とする。 (3) 一般書留又は簡易書留により上田郵便局留置として郵送してください。 上田市郵便入札実施要綱（平成19年告示第140号）に違反した入札は無効となります。
工事費内訳書の提出		(1) 入札参加者は入札に際し、入札書とともに工事費内訳書を提出しなければなりません。工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書は無効となります。 (2) 工事費内訳書は、入札書とともに中封筒に入れてください。

	(3) 工事費内訳書は、上田市ホームページに掲載された所定の様式で作成してください。工事費内訳書の工事価格と入札書の金額は一致しなければなりません。ただし、工事費内訳書の工事価格から1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は有効とします。工事費内訳書の工事価格の値引きは認めません。 (4) その他詳細については、「工事費内訳書の提出について」を御確認ください。
落札可能件数の届出	配置可能な現場代理人や技術者の数を超えて応札する場合は、「落札可能件数届出書」（上田市ホームページ掲載）を、郵便入札の場合は外封筒に入れて郵送（<u>中封筒には同封しないこと</u>）により提出してください。 なお、「落札可能件数届出書」を提出せず、正当な理由もなく落札候補者を辞退した場合は、停止措置の処分が科せられることがあります。
開札日時・場所	令和7年11月14日（金） 午前9時00分 本庁舎3階301・302会議室
積算疑義申立て・積算内訳書の閲覧	入札参加者は、積算疑義があるときは、開札日の翌日午前9時から申立てることができ、開札日の翌日から起算して2日目の午後3時までに、書面により疑義申立てすることができます（休日等除く）。 また、積算疑義の申立て期間中に公表用積算内訳書を閲覧することができます。

4 入札事項等

入札事項	① 1件の入札に対して複数の入札書の提出があった場合は、すべての入札を無効とします。 ② 入札参加者が1者のみの場合も有効とし開札します。
入札保証金	入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の5%とし、納付は免除します。 （ただし、落札者が契約を締結しない場合は納付を要します。）
契約保証金	付保割合10%以上の金銭的保証（ただし、契約額が500万円未満で、過去2年間に市または国、他の地方公共団体と同種同規模の工事实績を2回以上有する者は免除します。）
前払金	契約金額の4割の範囲内で前金払します。
中間前払金	契約金額の2割の範囲内で中間前金払します。
部分払	上田市財務規則（平成18年規則第45号）の規定による回数

	範囲内で部分払します。
その他	本契約は、債務負担行為を設定した複数年契約であり、各年度の支払額については契約締結時に担当課と協議して決定してください。

5 設計図書の優先順位等

入札公告している設計図書について、設計図書間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお、疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとしてください。

・食い違いがあった場合の優先順位

- 1 質問回答書
- 2 現場説明事項・施工条件明示書（特記仕様書を含む）・指示事項
- 3 閲覧設計書
- 4 数量計算書
- 5 設計図面

6 落札者の決定方法等

(1) 落札決定順位について

- ① 同日に開札される複数の建設工事一般競争入札に参加できますが、配置可能な現場代理人（技術者）の数を超えて落札候補者となることはできません。
- ② 配置可能な現場代理人（技術者）の数を超えて応札する場合は、「落札可能件数届出書」を提出してください。
- ③ 開札する順番は、開札日の「上田市建設工事一般競争入札予定表」のとおりとします。

(2) 入札参加資格要件の確認及び落札者の決定は、入札を終了した後に行うものとします。

(3) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、入札書に記載したくじ番号及び、開札前に決定する乱数を用いて落札候補者を決定します。

(4) 落札候補者は、提出を指示した日を含め2日以内に次の7に掲げる書類を持参しなければなりません。

(5) 入札参加資格要件の審査は、予定価格以下の金額で応札した者を対象として、落札候補者から入札価格の低い順に実施し、競争入札参加資格を満たしている者1者が確認できるまで行います。

(6) 入札参加資格要件の審査は、審査書類の提出の日を含め3日以内に行います。

(7) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定し、FAX等で連絡します。

7 入札参加資格要件審査書類

- ① 一般競争入札参加資格確認書（共同企業体用）（上田市ホームページに掲載）
- ② 配置技術者決定届
- ③ その他市長が必要と認めるもの

8 その他

「上田市一般競争入札（事後審査）実施要綱」、「上田市郵便入札実施要綱」、「上田市特定建設工事共同企業体取扱要領」、「共同企業体の結成について」及び「入札心得」を熟読してください。

- (2) ア 本工事は地方自治法第96条第1項第5号に定める議決事件であるため、落札者は落札決定後5日以内に仮契約を締結し、上田市議会の議決があったときに当該契約書を本契約書とみなします。

イ 落札者（共同企業体構成員を含む。）が契約締結までの間に入札参加資格要件のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、仮契約期間中にあっては、仮契約を解除し本契約を締結しないことがあります。また、上田市は損害賠償の責を負わないものとします。

9 問合せ先

上田市財政部契約検査課契約担当

TEL 0268-23-5257（直通）

FAX 0268-23-5116（直通）

10 中封筒及び外封筒用貼り付け用紙

点線に沿って切り取り、入札参加者名を記入し中封筒と外封筒に糊で貼り付けてください。貼り付け用紙は次ページです。

【中封筒用】

開 札 日 令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金） 1 紙
工 事 名 第五中学校改築事業
屋内運動場ほか建設 建築主体工事
工 事 箇 所 上田市上野
入 札 参 加 者 名

【外封筒用 1】（表面に貼付け）

〒 3 8 6 － 8 7 9 9

上田郵便局留

上田市財政部
契約検査課 行

到着日付印

【外封筒用 2】（裏面に貼付け）

入札書提出期限日 令和 7 年 1 1 月 1 2 日（水） 1 紙
（到着期限日）
入 札 書 引 取 日 令和 7 年 1 1 月 1 3 日（木）
開 札 日 令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）
工 事 名 第五中学校改築事業 屋内運動場ほか建設 建築主体工事
工 事 箇 所 上田市上野
入 札 参 加 者 名